

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月23日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03-5719-6226（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03-5719-6226（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債】

銘柄	株式会社小僧寿し第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	400,000,000
各社債の金額（円）	10,000,000の1種
発行価額の総額（円）	400,000,000
発行価格（円）	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換に金銭の払込みは要しない。
発行価額（円）	社債の払込金額：金4億円（本社債の金額100円につき金100円） 新株予約権の払込金額：無償
利率（%）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成35年5月9日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>本社債の元金は、平成35年5月9日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。ただし、繰上償還に関しては下記第2項に定めるところに、買入消却に関しては下記第3項に定めるところによる。</p> <p>2 繰上償還</p> <p>(1) 組織再編行為による繰上償還</p> <p>(イ) 組織再編行為（本号(ロ)に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は、取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他の機関が決定した場合）において、当社が、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し、承継会社等（本号(ハ)に定義する。）が当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを理由の如何を問わず想定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付したときは、当社は、本社債権者に対して30日前までに通知したうえで、当該通知において指定した償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が当該組織再編行為にかかる承認又は決定の日（以下「組織再編行為承認日」という。）から30日以内に到来する場合には、当該通知を行った日から30日目以降の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>(ロ) 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。「承継会社等」とは、次の 乃至 に定める株式会社を総称していう。</p> <p>(ハ) 「承継会社等」とは、次の 乃至 に定める株式会社を総称していう。</p> <p>合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社  吸収分割 吸収分割承継株式会社  新設分割 新設分割設立株式会社  株式交換 株式交換完全親株式会社  株式移転 株式移転設立完全親株式会社  上記 乃至 以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社</p>

	<p>(二) 当社は、本号(イ)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消することはできない。</p> <p>(2) 上場廃止等による繰上償還</p> <p>(イ) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（ただし、当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日において当該公開買付けが成立した場合に限る。）には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>(ロ) 本号(イ)にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、本号(イ)の規定は適用されない。この場合において、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかったときは、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に本社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還する。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社は、本社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。</p> <p>4 200%コールオプション条項による繰上償還</p> <p>当社は、平成30年5月9日以降、当会社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における終値が1取引日において当初転換価額の200%を超過した場合、本社債権者に対して、当該取引日から30日以内に、償還日（以下「コールオプション条項繰上償還日」という。）を指定して繰上償還を通知（以下「コールオプション条項繰上償還通知」という。）することによって、残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。ただし、この場合、コールオプション条項繰上償還日の2週間前までに本社債権者に対しコールオプション条項繰上償還通知をするものとする。なお、本社債の一部取得する場合、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。</p> <p>5 償還元金の支払場所</p> <p>三菱UFJ銀行 池袋支店</p> <p>なお、本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、以下に全額を割り当てる。</p> <p>株式会社アスラポート・ダイニング</p>
申込証拠金（円）	該当事項なし
申込期間	平成30年5月9日
申込取扱場所	<p>株式会社小僧寿し</p> <p>（東京都品川区西五反田一丁目3番8号）</p>

払込期日	平成30年5月9日
振替機関	該当事項なし
担保の種類	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項なし
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

- (注) 1. 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）に関して、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。
2. 本新株予約権付社債の発行（以下「本件第三者割当増資」という。）については、平成30年4月23日開催の取締役会決議によるものである。
3. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- (1) 上位債権者に対する不利益変更の禁止  
1 新規発行新株予約権付社債に記載する各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、また、いかなる者に対しても効力を生じない。なお、本要項において、「上位債権者」とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号(イ)乃至(ホ)と実質的に同じ又はこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第(1)号(イ)、(二)又は(ホ)を除き本項と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号(イ)乃至(ホ)と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有する全ての者をいう。
- (2) 相殺禁止  
1 新規発行新株予約権付社債第(1)号(イ)乃至(ホ)に定める場合（ただし、同号(二)に定める場合にあっては、同号(二)ただし書に定めるときを除く。）には、本項第(1)号(イ)乃至(ホ)にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (3) 無担保特約  
本社債は無担保とし、当社は、形態の如何にかかわらず、本社債のために担保権を設定することはできない。
4. 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法  
本新株予約権付社債の社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。
5. 社債権者集会  
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。  
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。  
(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
6. 期限の利益喪失に関する特約  
本新株予約権付社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	5,333,333株 本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権1個の行使に際し、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、75円とする。なお、転換価額は本項(2)乃至(6)に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>(2) 転換価額の調整          当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{1}$ <p>(3) 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>( )時価(本項(4)( )に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、下記( )の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>( )普通株式の株式分割又は無償割当をする場合          調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>( )時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合</p>

	<p>調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めがない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>( ) 上記( )乃至( )の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記( )乃至( )にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> $\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>(4) ( ) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>( ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>( ) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>( ) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(5) 本項(3)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>( ) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項(3)乃至(5)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金400,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年5月10日～平成35年5月9日まで（ただし、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	株式会社小僧寿し 管理本部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、次の(1)乃至(10)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項(2)乃至(6)と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p>

	<p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p> <p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本項に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	---

(注) 1 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
400,000,000	5,000,000	395,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の社債総額です。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等が含まれておりません。  
 3. 発行諸費用の概算額は、登記費用190,000円、弁護士費用2,500,000円、価値算定費用1,800,000円、有価証券届出書等の書類作成費用390,000円、新株予約権発行費用120,000円の合計額です。

#### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
事業開発資金 計	395,000,000	平成30年5月～平成33年2月
1) 宅配事業拠点 物件確保費用（敷金等）	81,000,000	
2) 宅配事業拠点 造作関連費用	88,000,000	
3) 宅配事業拠点 厨房設備費用	180,000,000	
4) 宅配事業拠点 初期備品関連費用	14,000,000	
5) 宅配事業拠点 人材採用費	32,000,000	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて適切に資金管理を図ります。  
 2. 本新株予約権付社債の発行による差引手取概算額395,000,000円については、第3[第三者割当の場合の特記事項] c. 割当予定先の選定理由 (1) 資金調達の主な目的、背景に記載するとおり、当社グループの成長戦略として位置付ける宅配事業の事業開発拠点の開設費用に充当してまいります。具体的には、現在当社が4店舗を開設している複合宅配事業の拠点の新規開発を、平成33年2月までに30店舗超に拡大していく予定です。また現在計画している30店舗超の複合宅配事業拠点の開発費用につきましては、1) 物件確保費用として81,000,000円 2) 拠点造作関連費用として88,000,000円 3) 厨房設備の設置費用として180,000,000円 4) 宅配事業機能を構築するための初期備品関連費用として14,000,000円 5) 宅配ライダー等の人材採用費として32,000,000円 30店舗超の複合宅配事業拠点緒開発費用として総計395,000,000円と想定しております。なお、今回の資金調達額で上記の事業開発資金が不足した場合は、当社の自己資金で賄う予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社アスラポート・ダイニング
	本店所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第11期 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月30日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 第12期第1四半期 (自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書 第12期第2四半期 (自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は提出者の普通株式4,093,000株(発行済株式総数に対する割合13.76%)を保有しております。
	人事関係	提出者の代表取締役社長の小林剛が割当予定先の取締役を兼任しております。また、提出者の取締役の森下将典が割当予定先の代表取締役社長を兼任しており、取締役の檜垣周作が割当予定先の代表取締役会長を兼務しております。加えて、提出者の取締役の良本宜之が割当予定先に在籍しております。監査役につきましては、監査役の斎藤隆光が割当予定先の取締役を兼務しております。
	資金関係	割当予定先より、平成30年2月22日を借入実行日として金150,000,000円の借入を行っております。
	技術又は取引関係	提出者と割当予定先は平成28年11月30日に業務資本提携契約を締結しております。また、提出者と割当予定先は事務所の賃貸借取引及び、食材の仕入れ等の取引がございます。

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 資金調達のための主な目的、背景

当社は、持ち帰り寿司店「小僧寿し」及び「茶月」等のブランドを中心に、全国で261店舗(平成30年3月31日現在)を展開しておりますが、平成28年5月度に新たな成長戦略に基づく事業運営方針を公表し、「小僧寿しグループ」が持つブランド価値の最大化を成長戦略の基軸として、今以上に愛されるブランドへと進化するため消費者のライフスタイルとニーズに即した「新生小僧寿し」「新生茶月」のブランド開発の推進、全国を網羅するフランチャイズ事業体制の再構築を進めております。また、宅配事業の新たな取り組みを推進する事を成長戦略の新たな柱として掲げております。

当社は宅配事業の新たな取り組みとして、複合型宅配事業の推進を進めており、現在、関東に4拠点の複合型宅配事業の拠点を開発し、運営を行っております。この複合型宅配事業は、自社ブランドの宅配事業 アスラポート・ダイニングブランドによる和洋中弁当の宅配事業 パーチャルレストランと称される宅配専門ブランドの宅配事業 宅配代行事業の4つの宅配事業により構成されており、1点目は当社が既に「茶月」ブランドで推進をしている自社ブランドの宅配事業となりますが、当該宅配事業では寿司の宅配に販売チャネルが限定されるため、拡がり続ける現代の消費者のニーズを獲得する事が困難になっております。その対策として当社は、自社ブランドで展開する寿司の宅配とは異なる宅配チャネルの開設を致しました。4つの宅配事業における2点目が、アスラポート・ダイニングの関連ブランドである「鉄板キッチン吟(GIN)」「浪花屋鳥造」等の和洋中の弁当の宅配となります。当該宅配機能については、現在4拠点にて開始しております。3点目、パーチャルレストランと称される宅配専門ブランドの宅配となります。パーチャルレストランとは、WEBを主体と

して広告を展開し、イトイン形式の提供機能を持たない宅配専門店となります。当該宅配機能は、平成30年6月1日に子会社化を予定している株式会社デリズ(以下:デリズ)を中心に展開されており、当社およびデリズの宅配事業拠点において出店を進めてまいります。なお、デリズの概要につきましては、後記 第三部 追完情報 2. 臨時報告書の提出(平成30年4月23日提出の臨時報告書)をご参照下さい。当社は、上記の宅配機能の付加により、自社ブランドで展開する寿しの宅配に加え、和洋中商品の宅配事業を展開し、寿し以外の和洋中商品の宅配ニーズに叶う宅配事業を推進してまいります。また、4点目の宅配事業として、「宅配代行業」を開始致しました。当該事業は、自社の宅配拠点を基点として、近隣に出店されている牛丼チェーンやハンバーガーチェーン、その他個人経営の飲食店等の商品を、当社にて宅配代行を行う事業となります。宅配機能を有さない店舗に対して、当社が宅配機能のインフラとなる事で、自社の宅配拠点を中心に、周辺エリアの新たな宅配ニーズを生み出す事が可能と考えております。

当社は、既に資本業務提携契約を締結しているアスラポート・ダイニング、子会社化を予定しておりますデリズとの事業推進及び宅配代行業の推進により、複合型宅配事業を推進し、新たな事業の柱としてまいり所存でございます。

当社は手取り金の取得により、宅配ニーズの高い関東圏を中心として複合型宅配事業拠点の開発を進めてまいります。当該推進により、当社の宅配事業拠点を中心とした新たな宅配ニーズの創出が可能であると考えており、当該事業を成長戦略の柱として推進を致します。なお、出店計画につきましては、出店エリアにおける地域占有率を高めるため、ドミナントによる出店を予定しており、平成33年2月までに30店舗超の開発を予定しております。手取金の使途の内訳につきましては、3[新規発行による手取金の使途]2[手取金の使途]に記載する通りでございます。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達に際して、事業運営方針に掲げる宅配事業の推進には、資本業務提携先であるアスラポート・ダイニングとの強固な連携及び、資金調達が必要であると判断する一方で、株主の皆様へ配慮し、即時に株式の希薄化を生じさせることは避けるべきであるとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入や第三者割当を含む普通社債の発行については、機動的な資金調達ではあるものの、財務基盤の強化が図れないこと。公募や第三者割当による増資(新株発行)については、財務基盤の強化や機動的な調達はできるものの、即時の希薄化は、前述の通り既存株主の皆様にとって望ましくないこと。新株予約権(行使価額修正条項付を含む)の発行については、即時の希薄化の懸念は防げるものの、機動的な資金調達が図れないこと。行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行については、機動的な資金調達は図れるものの、大幅な希薄化の可能性が否定できないこと。優先株式の発行は財務基盤の強化はできるものの、定款変更等の諸手続きのため、資金調達の機動性に欠けること。そして、本新株予約権付社債については、当社から上記宅配事業の資金面について相談したところアスラポート・ダイニングより平成29年10月に提案があり、当社の株式の状況を踏まえ転換の個数と時期を選択する権利を有する転換社債型新株予約権付社債の引受についての申入れが有り、また、当社といたしましても、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当社の債務が減少し財務基盤の強化が図れるメリットがあるため、当社で上記 ~ と合わせ検討を進めた結果、割当予定先であるアスラポート・ダイニングと当社の双方のメリットが生じる本新株予約権付社債を採用するのが最善の策であると判断いたしました。

当社の事業戦略及び財務戦略につきましては、業務資本提携先であるアスラポート・ダイニングも賛同しており、今後、両社グループシナジーを追求していく中で、当社の事業戦略や財務戦略に賛同していただいているアスラポート・ダイニングとの関係性をより一層強化することが重要と判断し、同社を割当予定先といたしました。

### d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるアスラポート・ダイニングに割り当てる本新株予約権付社債の目的となる株式は当社普通株式5,333,333株であります。

### e. 株券等の保有方針

当社は割当予定先であるアスラポート・ダイニングから、本新株予約権付社債の取得後、これに付された新株予約権を行使して株式を取得する意向であると伺っております。また、取得した株式については、継続保有する方針であると伺っており、当社と割当予定先との契約において割当予定先が長期保有する意思を有していることを確認しております。

## f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるアスラポート・ダイニングが平成30年2月14日付で公表した四半期報告書 - 第12期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）に含まれる財務諸表の中で、平成29年12月31日現在の現金及び現金同等物は6,669百万円（連結）と確認しており、また、割当予定先より自己資金で充当可能であると伺っている（平成29年6月30日付提出の有価証券報告書にて、アスラポート・ダイニング単体の現金及び預金の記載が2,499百万円あることを確認）ため、払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

## g．割当予定先の実態

割当予定先であるアスラポート・ダイニングは株式会社東京証券取引所JASDAQに上場しており、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。これらに加え、アスラポート・ダイニングは、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」の中で、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。

以上から、当社は、割当予定先であるアスラポート・ダイニング、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡又は担保提供する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルートス・コンサルティング（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を取得しております。第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、転換価額、権利行使価格、当社株式の株価、ボラティリティ（41.86%）、配当率（0%）及び無リスク利率（-0.105%）等）をおいております。

一方、割当予定先の行動としては、株価が転換価額を上回っている場合、随時普通株式への転換を行い、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の公正価値を総額392百万円と算定しており、その上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることができる経済的利益（本新株予約権の実質対価）は本新株予約権の公正価値を下回っていないことを確認しております。当社は、上記に加え、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した上、本新株予約権付社債の発行及び払込金額を決定しており、当社としては、本新株予約権付社債の発行条件は公正な水準であると判断しています。

本新株予約権の転換価額75円は平成30年4月20日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に5.0%をディスカウントした値となります。

転換価額の決定にあたっては、当社の代表取締役社長である小林剛が割当予定先であるアスラポート・ダイニングの取締役を兼任していることもあり、当社取締役会としては、当社の株主の利益に最大限配慮するよう、慎重に検討を行いました。当社は、割当予定先と本新株予約権付社債の条件について慎重に議論を重ね、当社の毎年の金利負担を軽減すべく本新株予約権付社債の利率を0%とすることを提案いたしました。これに対し、割当予定先からは、当該金利水準を許容する代わりとして、新株予約権の転換価額に一定のディスカウントを設定する旨の要望を受けました。当社は、割当予定先から受けたディスカウント要望に対し、当社の業績動向、財務状況、株価動向、株式の希薄化の影響等を慎重に検討しつつも、既存株主の利益に配慮すべく、ディスカウント幅を最小限にするよう交渉を重ねました。そして、今回の資金調達を行い割当予定先との関係を強化することは今後の当社グループの中長期的な業績拡大に寄与すると考えた結果、転換価額に5.0%のディスカウントを受け入れた上で本新株予約権付社債を発行することといたしました。4億円という調達規模に関しても、当社が予定している宅配複合事業の資金面について当社からアスラポート・ダイニングに相談し、両社で協議した上で最終的に金額を決定いたしました。

本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権付社債の発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社取締役会にて、当社監査役全員が、第三者算定機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法につい

ても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが転換価額で行使された場合における交付株式総数は5,333,333株(議決権5,333個相当)であり、募集事項の決定前における当社発行済株式総数29,754,342株(総議決権数29,737個)に対して17.92%(当社総議決権数に対して17.93%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行で得た資金により、今後の成長基盤を確立するための複合宅配事業の推進が可能となり、中長期的な企業価値の向上が図れることから、本新株予約権付社債の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権の全てが転換価額で行使された場合における交付株式総数は5,333,333株に対して、割当予定先は、継続保有する方針であることから、本新株予約権の行使により発行される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社アスレポート・ダイニング	東京都品川区西五反田1-3-8	4,093	13.76	9,426	26.88
株式会社ラックランド	東京都新宿区西新宿3丁目18-20	677	2.28	677	1.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	567	1.91	567	1.62
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	466	1.57	466	1.33
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14-1	389	1.31	389	1.11
村上 直樹	大阪府大阪市	379	1.27	379	1.08
田籠 鶴己	福岡県久留米市	310	1.04	310	0.88
小僧寿し本部取引先持株会	東京都品川区西五反田1丁目3-8	186	0.63	186	0.53
山田 博之	東京都渋谷区	180	0.61	180	0.51
安藤 孝子	東京都大田区	150	0.50	150	0.43
計		7,401	24.87	12,730	36.30

(注) 1. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の当社の発行済株式総数29,754,342株(総議決権数29,737個)及に、本件第三者割当増資により発行される5,333,333株(議決権数5,333個)を加えて算出しております。

2. 小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第50期有価証券報告書、第50期訂正有価証券報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在（平成30年4月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている「事業等のリスク」における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）の提出日（平成30年3月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年4月23日）までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成30年3月28日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成30年3月28日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

吉田光一郎を社外取締役を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 取締役1名選任の件 吉田 光一郎	105,504	3,401	-	（注）1	可決 93.70

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成30年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

平成30年3月13日

2. 当該事象の内容

特別損失の計上について

1) 減損損失の計上：36百万円

当社が運営する「茶月 森下店」が立地する販売環境の悪化により、営業損失が継続したため、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断致しました。当該店舗及び同様に営業損失が継続し、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断される店舗の固定資産の回収可能価額について、資産価値をゼロとして、帳簿価額8百万円を減損損失として特別損失に計上致しました。

また、子会社の㈱スパイシークリエイトにおいて、営業損失が継続したため、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断したため、店舗の固定資産の回収可能価額について、資産価値をゼロとして、帳簿価額28百万円を減損損失として計上致しました。

2) 閉店店舗にかかる閉鎖損失引当金の経常：11百万円

当社が運営する「小僧寿し」、㈱スパイシークリエイトが運営する「茶月」の店舗閉鎖にかかり、11百万円を閉鎖損失引当金として計上致しました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年12月期において、下記の特別損失を計上致しました。

< 個別 >

特別損失 固定資産の減損損失：7百万円  
閉鎖損失引当金：4百万円

< 連結 >

特別損失 固定資産の減損損失：36百万円  
閉鎖損失引当金：11百万円

（平成30年4月23日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年4月23日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社デリズ（以下、「デリズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株式交換の相手会社についての事項

ア 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社デリズ
(2) 本店の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-17-6F
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 井土 朋厚
(4) 資本金の額	82百万円
(5) 純資産の額	377百万円
(6) 総資産の額	167百万円
(7) 事業の内容	宅配代行サービス

イ 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（百万円）

事業年度	平成28年7月期	平成29年7月期	平成30年2月期
売上高	269	740	483
営業利益	0.02	33	23
経常利益	0.6	11	18
純利益	160	0.7	17

ウ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
井土 朋厚	82.7%

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	資本関係はございません。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	当社とデリズは、商材仕入の取引がございます。

(2) 株式交換の目的

当社は、持ち帰り寿し店「小僧寿し」及び「茶月」等のブランドを中心に、全国で261店舗（平成30年3月31日現在）を展開しておりますが、平成28年5月度に新たな成長戦略に基づく事業運営方針を公表し、「小僧寿しグループ」が持つブランド価値の最大化を成長戦略の基軸として、今以上に愛されるブランドへと進化するため消費者のライフスタイルとニーズに即した「新生小僧寿し」「新生茶月」のリブランド開発の推進、全国を網羅するフランチャイズ事業体制の再構築を進めております。更に「宅配事業」の他、「高齢者・介護関連事業」への参入を通じて、国内外で有数の複合的な業態のフランチャイズ企業を目指した取り組みを進めております。

デリズは、「ニッポンに、出前革命を起こす」というスローガンのもと、「専門店の「うまい！」をご家庭で！」というコンセプトで、これまで専門料理店でしか味わえなかった、美味しいメニューを掲載したメニューカタログの発刊およびWEBサイトの運営とそれに伴う店舗の運営を通して、お客様に「おいしさ」「便利さ」「笑顔」をお届けしております。

当社は、事業運営方針にて公表した宅配事業の推進を、今後の重要な成長戦略として位置付けております。デリズの保有する宅配事業のノウハウ及び宅配代行サービスの機能を共有する事で、当社宅配事業における配送機能の大幅な拡充と自社店舗網のデリバリー拠点化を進めてまいります。その過程におきまして、双方の事業シナジーを最も有効に活かすために、当社は、同社の効率的な業務遂行及びより迅速かつ機動的な決定を図るためには、段階的に歩みを進める資本業務提携ではなく、同社を完全子会社化することが、当社グループの事業拡充や企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。同社の株式の取得に際しては、今後の事業拡大に伴う手元流動性資金確保等の観点から、金銭による取得ではなく株式交換にて完全子会社化することが相当であると判断したことから、本株式交換を実施することといたしました。

### (3) 株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

#### ア 株式交換の方法

当社を完全親会社、デリズを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに、デリズは平成30年5月2日開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、平成30年6月1日を効力発生日として行う予定です。

#### イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	株式会社デリズ (完全子会社)
株式交換比率	1	59.2
割当株数	59,000株	3,456,158株

##### (注1) 株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.2株割当交付します。

##### (注2) 株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,456,158株(平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合:11.7%)

##### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満株式)を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

##### (注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行しておりません。

#### ウ その他の株式交換契約の内容

当社が株式会社デリズとの間で、平成30年4月23日に締結した本株式交換契約の内容は、以下の通りです。

## 株式交換契約書

株式会社小僧寿し(住所:東京都品川区西五反田一丁目3番8号。以下「甲」という。)と株式会社デリズ(住所:福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-17-6F。以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (株式交換)

第1条 本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

## (株式交換に際して乙の株主に交付する甲の株式の数及びその割当てに関する事項)

第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,321株を、効力発生日(第7条に定義する。以下同じ。)の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59株の割合をもって割り当てる。

2 前項に従って乙の株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

## (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

第3条 増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 資本金の額   | 金0円                    |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円                    |

## (必要な手続の履行)

第4条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な手続(株主総会の決議による承認が必要な場合には、その承認を受けることを含む。)を行うものとする。

## (表明及び保証)

第5条 甲及び乙は、それぞれ、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

- (1) 自己の株主が株主名簿の通りであり、株主に反社会的人物が存在しないこと。
- (2) 自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないこと。
- (3) 自己の従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないこと。
- (4) 自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いこと。
- (5) 自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないこと。
- (6) 自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないこと。

2 甲及び乙は、それぞれ、甲の表明保証事項及び乙の表明保証事項のいずれかが真実ではなく、又は正確ではないことを知った場合には、真実ではなく、又は正確ではない事項を相手方に通知し、直ちに是正措置を講じるものとする。

## (本契約締結以降の事業運営)

第6条 甲及び乙は、効力発生日まで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

## (効力発生日)

第7条 効力発生日は、平成30年6月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## (株式交換契約の承認)

第8条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。

- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

(解除)

第9条 甲又は乙は、効力発生日の前日までに限り、次の各号に定める場合には、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方の表明保証事項が、重要な部分において真実ではなく、又は正確でなかったことが判明した場合
- (2) 相手方が本契約に基づく義務の全部若しくは一部を履行せず、又は本契約に違反した場合において、催告後10日を経過しても当該義務を履行せず、又は当該違反状態を是正しない場合
- (3) 効力発生日の前日までに必要な手続を履行することができなかった場合
- (4) 相手方の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合
- (5) 本株式交換の実行に重大な支障が生じ、又は判明した場合

(譲渡禁止)

第10条 甲及び乙は、本契約上の権利義務を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し、譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供することができないものとする。

(紛争解決)

第11条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の定める各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成して、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月23日

甲：東京都品川区西五反田一丁目3番8号  
株式会社小僧寿し  
代表取締役 小林 剛

乙：福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-17-6F  
株式会社デリズ  
代表取締役 井土 朋厚

エ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びデリズは、独立した第三者算定機関である河野公認会計士事務所から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果並びに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて慎重に協議を重ねた結果、最終的には上記株式交換比率が河野公認会計士事務所が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社及びデリズの協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は当社及びデリズから独立した第三者算定機関である河野公認会計士事務所に依頼をし、平成30年4月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、河野公認会計士事務所は当社及びデリズの関連当事者に該当しません。

## 算定の概要

当社については、東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから、市場株価方式（算定基準日を平成30年4月20日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値の単純平均）を算定の基礎としております。

採用手法	算定結果（円/株）
市場株価法	77～80

デリズが策定した3ヶ年（平成31年2月期～平成33年2月期）の事業計画を財務予測（DCF法による将来キャッシュ・フローの予測期間）として採用しております。当該事業計画において、平成31年2月期に14店舗の直営新規出店、平成32年2月期に9店舗の直営新規出店、平成33年2月期に11店舗の直営新規出店を計画しており、これより3ヶ年において合計34店舗の新規出店を予定しており、直営店の出店増加に伴い、各期の売上高については、平成31年2月期が1,391百万円、平成32年2月期が2,148百万円、平成33年2月期が3,576百万円、各期の営業利益については、平成31年2月期が39百万円、平成32年2月期が131百万円、平成33年2月期が220百万円、各期のCFについては、平成31年2月期が14百万円、平成32年2月期が63百万円、平成33年2月期が122百万円を見込んでおります。なお、DCF法による平成33年2月期以降の継続価値については、平成33年2月期の事業計画値を同条件により評価し、かつ、成長率0%として算定しております。また、当社は当該株式価値の評価として、FCFを5ヶ年分として算定しておりますが、その論拠は、デリズの主たる店舗の定借契約の期間が5年であり、当該契約の消失が事業継続の不能であることに基づきます。なお、FCFの額は833百万円と評価しております。

採用手法	算定結果（円/株）
DCF法	4,377～4,623

以上の結果、株式交換比率は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率
当社	デリズ	
市場株価法	DCF法	1：56.1～59.2

河野公認会計士事務所は、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、採用した情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、河野公認会計士事務所が提出した算定結果は、本株式交換の株式交換比率の公平性・妥当性についての意見を表明するものではありません。

(4) 株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 小林 剛
(4) 資本金の額	27億69百万円
(5) 純資産の額	264百万円
(6) 総資産の額	1,526百万円
(7) 事業の内容	持ち帰り寿し事業等、介護福祉事業

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年3月28日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年4月2日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年4月20日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 30 年 3 月27日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 高 砂 晋 平 印  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 森 脇 淳 印  
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 3 月27日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 砂 晋 平 印
------------------------	-------	-----------

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 脇 淳 印
------------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**その他の事項**

会社の平成28年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。